

岩手県議会タブレット端末（iPad）等賃貸借契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、タブレット端末（iPad）等の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1 乙は、甲に対し、別紙「岩手県議会タブレット端末（iPad）等賃貸借契約に係る仕様書」に基づき、末尾に表示する物件（以下「契約物件」という。）を貸し付けるものとし、甲は、これを借り受けるものとする。

（契約期間）

第2 貸借期間は、令和5年10月1日から令和9年9月30日まで（48か月）とする。

（契約金額）

第3 貸借料は、 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、毎月の貸借料は別表のとおりとする。

（内訳）

| | | |
|-------|-----------------------|----|
| 令和5年度 | 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 令和6年度 | 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 令和7年度 | 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 令和8年度 | 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 令和9年度 | 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円） |

（契約保証金）

第4 契約保証金は、 円とする。

＜契約保証金を免除する場合は「免除」＞

（賃借料の請求及び支払）

第5 甲は、乙の請求により賃借料を毎月支払うものとし、乙から正当な請求書の提出があったときは、当該書類を受領した日から起算して30日以内に賃借料を支払わなければならない。

（権利義務の譲渡）

第6 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約物件の納入）

第7 乙は、甲の指定するところにより契約物件を納入するものとする。

2 契約物件の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（契約物件の検査）

第8 乙は、契約物件を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、契約物件が契約の内容に適合するかどうかを検査するものとする。

2 検査のために必要な費用は、乙の負担とする。

(善管注意義務)

第9 甲は、契約物件を善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。

(保守)

第10 乙は、契約物件が常に正常に稼働できるよう、乙の負担において保守を行うものとする。

(遅延利息)

第11 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、貸借料の全部又は一部の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき貸借料につき年〇パーセント《令和5年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率》の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(違約金)

第12 甲は、乙がこの契約を履行しなかった場合は、遅延日数に応じ、貸借料につき年〇パーセント《令和5年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率》の割合で計算した違約金を徴収することがある。

(損害賠償)

第13 賃貸借の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行の追完請求)

第14 甲は、納入された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、貸借料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(契約の解除)

第15 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他乙がこの契約に違反した場合
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又

はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

《契約保証金を免除しない場合は第15第3項を削除する》

(履行の催告)

第16 甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(契約保証金の帰属)

第17 第15第2項又は第16の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

《契約保証金を免除する場合は第17を削除し、第18以降を順に繰り上げる》

(不当介入に係る措置)

第18 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(機密の保持)

第19 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也 印

乙 住所
氏 名 印
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

物件の表示

- (1) 12.9 インチ iPad Pro (第○世代) Wi-Fi+Cellular モデル (容量○GB)
※機器の使用に必要なソフトウェア及びデータ通信サービスを含む
- (2) 20W USB-C 電源アダプタ
- (3) USB-C 充電ケーブル
- (4) ブックタイプカバー
- (5) ディスプレイ用保護フィルム
※iPad 本体に貼付

数量 各 59

別表

| 年 度 | 期 間 | 月 額 | うち消費税及び地方消費税額 |
|-------|----------------|-----|---------------|
| 令和5年度 | 令和5年10月～令和6年3月 | 円 | 円 |
| 令和6年度 | 令和6年4月～令和7年3月 | 円 | 円 |
| 令和7年度 | 令和7年4月～令和8年3月 | 円 | 円 |
| 令和8年度 | 令和8年4月～令和9年3月 | 円 | 円 |
| 令和9年度 | 令和9年4月～令和9年9月 | 円 | 円 |

岩手県議会タブレット端末（iPad）等賃貸借契約に係る仕様書（案）

1 適用

本業務は契約書によるほか、この仕様書に基づき実施するものとする。

2 概要

本業務は岩手県議会で利用するタブレット端末及びデータ通信サービスを使用するものである。

3 賃貸借物品

(1) タブレット端末 59 台

12.9 インチ iPad Pro（第○世代）Wi-Fi+Cellular モデル（容量○GB）

※機器の使用に必要なソフトウェア及びデータ通信サービスを含む

(2) 20W USB-C 電源アダプタ 59 個

(3) USB-C 充電ケーブル 59 本

(4) ブックタイプカバー 59 個

(5) ディスプレイ用保護フィルム 59 枚

※タブレット端末（iPad）本体に貼付

4 データ通信サービス

(1) 回線数は 59 回線とする。また、5G 対応エリアでは 5G の通信を可能とし、可能でないエリアでは 4G/LTE 回線が使用できるものとする。

(2) Wi-Fi を利用してインターネット通信が可能であること。

(3) データ通信については、1 台あたり 10GB/月以上の通信量を含むこととし、ひと月の通信上限を超えた場合でも、追加料金負担がなく低速度での通信を可能とすること。

(4) 通信サービスを提供する回線事業者は、自前で指定電気通信設備の保全体制を構築していること。

5 ソフトウェア関係

端末集中管理システム（MDM）を導入することとし、運用に係るすべての費用を含むものとする。

- ・盗難、紛失時等に等に遠隔操作でロックやデータ消去が可能なこと。
- ・発注者においてハードウェア、ソフトウェアの情報を取得し確認できること。
- ・発注者において各種設定作業等一元的に管理できること。
- ・アダルトサイト、通販サイト等、カテゴリ単位での Web フィルタリングができること。なお、当該機能については、MDMとは別にソフトウェア等を提供することによる実現も可とする。

6 導入

本仕様書に記載される全てのハードウェア及びソフトウェア等に関し、本仕様で記述

する機能及び仕様条件を満たした上で、発注者と導入までのスケジュールを協議し、所定の期日までに導入作業を完了すること。なお、不測の事態等により、導入時期等が遅れる場合は、発注者と協議すること。

7 保守サービスの受付

(1) 保守サービスの形態、体制と受付時間帯・期間

ア 発注者からの問い合わせに対応できるサポート体制を確保し、操作支援に努めること。

イ 保守、運用支援サービス提供体制として、担当者の連絡先等を記載して体制図を作成し、提出すること。また、変更があった際は速やかに再度提出すること。

ウ タブレット端末の盗難、紛失又は自然故障した場合で、機器の修理・交換が必要となった際には、原則、無償での修理又は同等機種の代替品への交換を行う補償サービスをつけること。

また、修理・交換に伴う初期設定については、無償で実施すること。

なお、修理・交換又は初期設定が有償になる場合は、事前に発注者の了解を得ること。

エ 保守サービスの受付時間帯は、土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く全ての日を対象に、午前9時から午後5時15分までとする。

オ 担当職員から不具合に係る通報を受けた場合は、速やかに担当職員と協議の上、指示に従うこと。

(2) 保守サービス対象物品及び作業

ア 保守サービスの対象物品及び作業はハードウェア製品の故障及びソフトウェア製品の動作不能における修復作業等である。

イ 修復作業を行った後は、必ず機器の正常性を確認し、担当職員の確認を受けること。

8 検収

担当職員が受注者立会いの上、端末の検収を実施する。検収の結果、瑕疵等が認められた場合は、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。

なお、本仕様書に沿わない設定時のミスによる不良が判明した場合には担当職員と協議の上無償で対応すること。

9 借入期間満了時等の取扱い

(1) 解約及び借入期間満了時には、借入物品を撤去すること。なお、撤去に要する全ての費用は受注者の負担とする。

(2) 解約及び借入期間満了後は、関係法令に従って適切に処理することとし、機器内部の記憶装置におけるすべての情報を復元不可能な状態にする消去措置を施すこととする。なお、作業に当たっては発注者及び受注者で打合せのうえ、協力して行うこととする。

10 その他

本仕様書により難い事情が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。